

船橋市業務委託等指名業者選定基準

(目的)

第1条 業務委託、測量等コンサルタント（工事に係る実施設計及び監理の委託契約を除く）及び物品の賃貸借の指名競争入札及び見積合せに係る指名業者（以下「指名業者」という。）の選定に関する事務の取扱いについては、この基準に定めるところによるものとする。

(指名業者の等級による金額制限)

第2条 指名業者の選定に当たっては、次表左欄の等級の業者は、右欄に掲げる設計額の案件の場合に選定できるものとする。ただし、格付を行っていない業種については、この限りでない。

等級	設計額
A	制限なし
B	300万円未満
C	50万円以下 (ただし賃貸借契約は40万円以下)

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、基準等級の下位の等級に格付された業者を選定することができる。

- (1) 特殊な技術を必要とするとき。
- (2) 災害時等、特に緊急を要するとき。
- (3) 主として既に契約しているものと密接な関連のあるとき。
- (4) 等級区分に対応する有資格者が不足するとき。
- (5) その他必要があると認めるとき。

(指名業者の選定数)

第3条 指名業者の選定数は、設計額に応じ、次表の指名業者数を選定するものとする。

ただし、前条第2項各号のいずれかに該当するほか、同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りでない。

設計額	指名業者数
30万円以上 50万円以下 (ただし賃貸借契約は30万円以上40万円以下)	2者以上
50万円超 500万円未満 (ただし賃貸借契約は40万円超500万円未満)	3者以上
500万円以上 1,000万円以下	5者以上
1,000万円超	7者以上

(指名業者の選定)

第4条 指名業者の選定に当たっては、市内業者の受注機会の拡大を図るため特に考慮す

るものとし、市外業者については業務内容により選定するものとする。

2 前項の規定により業者を選定する場合には、次の各号に掲げる事項を勘案する。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 業務実績
- (4) 業務遂行能力、技術の適正
- (5) 手持の業務委託の状況
- (6) 地理的条件
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行し、平成16年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この基準は、平成18年1月25日から施行し、平成18年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この基準は、平成23年12月1日から施行し、平成24年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日以降に締結する契約に係る事務について適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月1日から施行する。